

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	危険物保安管理優良事業所の認定		
根 拠 法 令 名	大津市危険物保安管理優良事業所の認定 に関する規則(平成 19 年規則第 91 号)	(条項)第 2 条第 1 項	
基 準 法 令 名	大津市危険物保安管理優良事業所の認定 に関する規則(平成 19 年規則第 91 号)	(条項)第 2 条第 1 項	
所 管 部 署	消防局	予防課	危険物係
標 準 処 理 期 間	1 4 日	法定処理期間	日

【審査基準】 ・文書の名称【大津市危険物保安管理優良事業所の認定に関する規則施行要領】

・掲載図書等【 】

・内 容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載

大津市危険物保安管理優良事業所の認定に関する規則施行要領

第 3 規則第 2 条第 1 項の規定による別に定める認定の審査とは、別記第 1 の危険物保安管理優良事業所の審査基準とし、同条第 2 項の規定による認定の審査に要する事項を記載する書類とは、次に掲げる図書とする。

(1) 消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 2 項に規定する届出の写し及び法第 1 3 条第 3 項に規定する危険物取扱者一覧並びに第 1 3 条の 2 3 に規定する講習の受講状況がわかる書類。

(2) 法第 1 4 条の 2 に規定する予防規程及びその認可書の写し。

(3) 法第 1 4 条の 3 の 2 に規定する定期点検の記録（危険物の規制に関する政令（昭和 3 4 年政令第 3 0 5 号。以下「政令」という。）第 8 条の 5 に規定する製造所等に限る）。

(4) 製造所等の各階の危険物を取扱う設備及び危険物の規制に関する規則（昭和 3 4 年総理府令第 5 5 号。以下「危険物規則」という。）第 3 2 条から第 3 2 条の 1 0 に規定する消火設備、危険物規則第 3 7 条に規定する警報設備の位置並びに当該製造所等内に危険物を取扱う部分と取扱わない部分が存する場合は、その区画する壁等がわかる図面。

(5) 別記第 2 から第 2 の 3 に定める危険物製造所等事前チェック票。

(6) 別記第 3 に定める自主的な防火安全対策申告書。

を総合的に審査し、認定をする。

審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。